

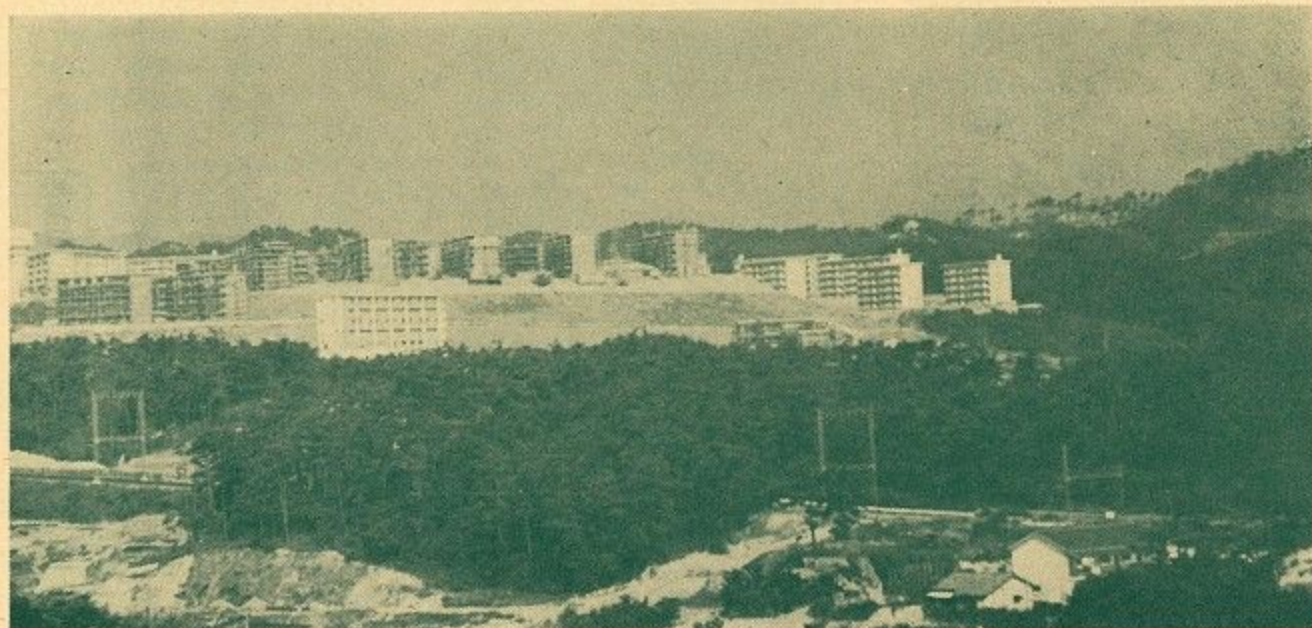
# 奈良市民だより

No. 111

## 人口と世帯

|    |         |
|----|---------|
| 人口 | 167,016 |
| 男  | 80,939  |
| 女  | 86,077  |
| 世帯 | 44,327  |

(8月1日現在)



(なだらかな丘の上にひらけた鳥見町一帯)

## 新しくできた市立鳥見小学校

近鉄奈良線とみお駅を西に生駒に向かって進むと、たちまち左右になだらかな丘陵がひらけています。これが最近開発された富雄団地で、この辺一帯を鳥見町1～4丁目として新しく行政上の町名が設定されました。

鳥見町1～4丁目を通学区域として本年4月1日奈良市立鳥見小学校が開校しました。

当時児童は富雄北小学校の一部を仮校舎として通学していましたが、公団住宅の入居もすすみ、いよいよ校舎の建築も完成しますので鳥見小学校では来たる9月の新学期からこの新築校舎で授業が始められることになっています。



(新築なった鳥見小学校々舎)

### 市立鳥見小学校

奈良市鳥見町3丁目11番地

- 敷地面積 20,354平方米(6,157坪)
- 延床面積 1,824平方米(552坪)
- 鉄筋コンクリート造 3階建 蜂ノ巣型校舎

- △普通教室 9
- △特別教室 3 (理科、工作、音楽)
- △管理諸室
- 総工費 約4,000万円

8月15日号



## 新しくできた永久選挙人名簿を見ておいて

下さい 期間 8月26日～9月9日

【奈良市選挙管理委員会】

本年6月下旬市内全般にわたって全世帯について選挙資格を調査いたしました。この調査によりまして新しい永久選挙人名簿ができました。

従来のように毎年作っていました選挙人名簿とちがって、この永久選挙人名簿は選挙権を有する者の戸籍のようなものであります。

この名簿は去る6月20日現在で調製したもので、今回の縦覧期間を通じて関係ある有権者に見ていただき9月30日に名簿が確定いたしますとそれ以後の選挙に使用されることになります。

来年は1月下旬に県知事選挙、4月中旬に県議会議員選挙、4月下旬には奈良市の市長選挙と市議会議員の一般選挙が相次いで行なわれます。たとえ選挙権があっても名簿に名前が登録されていないと選挙のときに投票することができません。

あなたの名前が実際にこの名簿にのっているかどうかこの機会に確認して下さい。

## 縦覧期間

8月26日(金)～9月9日(金)  
毎日午前8時30分から午後5時まで(土曜、日曜も同じ様に見られます)

## 縦覧場所

奈良市役所  
(各地区連絡所、出張所でも名簿の写が見られます)

この名簿に登録されているのは次に該当する方々です

- 日本国民で
- 本年9月30日現在で満20才以上になる者(昭和21年10月1日以前に生まれたもの)
- 本年6月20日現在で奈良市に3カ

月以上住所を有している者(本年3月20日以前から引続いて本市に住んでいるもの)

△禁治産者や公民権を停止されている者等欠格事項に該当する者は登録されていません。

× × × ×

この名簿の登録について不審や異議のある方は申し出て下さい。

名簿を見て、もれおちや間違いが



## 狩猟免許を受けたい方々に

【農林課】

8月29日(月) 大柳生公民館で  
9月14日(水) 富雄中学校で  
9月20日(火) 奈良市庁別館で

## ●講習時間

初心者午前10時～午後5時  
経験者は午後1時～午後5時

## ●講習内容

- 狩猟に関する法令
- 狩猟鳥獣の判別
- 猟具の取扱い

△受講手続その他詳細については奈良市農林課又は奈良県林政課にお問合せ下さい。

## 新しく通称町名ができました

【市民課】

7月26日から次のように新しい通称名ができました。

これは市の行政事務処理上の便宜のために、住民の希望にもとづいて設けたもので地方自治法の規定によらない措置であります。

奈良市二名町の一部を

通称「学園松ヶ丘」と称します(略図参照)

なおこの地域は日本住宅公園鶴舞団地に隣接して開発されつゝある住宅地で現在22世帯が居住しています



## 金融機関を利用している方々の苦情相談に応じます

【観光商工課】

大蔵省の出先機関である近畿財務局奈良財務部では金融機関を利用される方々の苦情相談に応じています。特に次のようなことがらについての苦情相談は随時申出て下さるようお願いいたします。

△借入と同時に預金することを要求された

△借入額にくらべて拘束されている預金が多い

△手形の内容は良いのに歩積、根担保を多くとられる

△拘束していないといながら、実際

には払戻しに応じてくれない

△拘束預金が多いのに、金利が高すぎる

△第三者名義、または無記名の預金を要求された

× × × ×

相談の受付は次へ申出て下さい

## ●奈良財務部

(奈良市庁別館北隣、電話246371番)

## ●奈良市観光商工課

(奈良市役所3階、電話2411番)

お互に水をむだにしないように 節水にご協力願います



## 大型バスで

## 市営施設見学会(無料)

参加希望者は申込んで下さい

【秘書課】

市営の各種施設や伸びてゆく奈良市の姿をひろく一般市民の方々に知っていただくためにこの見学会を開催します。

見学日 9月11日(日)(小雨決行)

午前9時30分出発

参加人員 140名

見学場所

- △木津水源地
- △市営奈良球場
- △市立一条高等学校
- △学園、鶴舞団地
- △大安寺下水処理場
- △コンポスト、プラント(高速堆肥化装置の塵芥処理場)
- △奈良市消防本部

参加資格 市内に住んでおられる成年者(お子様連れはご遠慮下さい)

申し込みは

△往復ハガキに「市営施設見学会参加希望」と書き、住所、氏名、年令、職業を明記して下さい。

△ハガキは1枚1人にかぎります



(消防本部の見学)

内容欄中 レントゲン検診、ツツベルクリン反応注射、ツ判ツツベルクリン反応の判定、BCG=BCG接種、健=健康相談と血圧測定

△宛先は奈良市東寺林町、奈良市役所秘書課広報係  
△締切 8月31日  
△希望者多数のときは抽せん



(大安寺下水処理場を見学する一行)によって参加者を決定します。抽せんにもれた方は、次回の見学会(開催日未定)に優先的に参加していただきます。  
△参加決定と見学会の詳細につきましては返信をもってお知らせいたします。



公民館  
だより

高円家庭料理教室を開きます

【社会教育課】

会場 奈良市立高円公民館

会期 9月、10月(毎週一回)

参加人員

小、中学生をもつ家庭婦人  
72名(火曜日の組と木曜日の組各36名)

受講料 無料(ただし実習材料代1回約100円を要します)

申込みは早いうちに 市立高円公民館(市内紀寺町836番地、電話21313番)まで

たばこは ぜひ奈良市内で  
買って下さい

レントゲン車(しあわせ号)が巡回して、  
健康診断にまいります

一般市民の方々を結核や肺ガンからまもるため、奈良市のレントゲン車が巡回してまいります。

近くの所でご家族そろってこの検診を受けて下さい。

○レントゲン撮影は服を着たまゝ、手軽にとれます

○希望者には血圧測定や健康相談もいたします

○6才以下のものにはツベルクリン反応検査とBCG接種も行ないます

○昨年受けた方もお越し下さい

巡回のときとところ は下表のとおりです(今回は山間地域で行ないますが引続いて市街地方面でも行ないます)

| 地区        | 月 日         | 時 間         | 場 所         | 内 容  | 地区        | 月 日         | 時 間         | 場 所        | 内 容         |      |           |       |             |
|-----------|-------------|-------------|-------------|------|-----------|-------------|-------------|------------|-------------|------|-----------|-------|-------------|
| 田 原       | 8. 22       | 9.30~11.00  | (矢田原)前山氏宅前  | レ    | 東 里       | 8. 30       | 10.00~10.30 | 生境里天理教前    | レ           |      |           |       |             |
|           |             | 11.00~12.00 | (南田原)大谷氏宅前  |      |           |             | 10.30~11.30 | 新奈良ゴルフ場前   |             |      |           |       |             |
|           |             | 1.00~2.00   | (長谷)長谷集荷所   |      |           |             | 1.00~1.30   | 中ノ川バス停前    |             |      |           |       |             |
|           |             | 2.00~3.30   | 田原出張所       |      |           |             | 1.30~2.00   | 東鳴川農協作業所   |             |      |           |       |             |
|           | 8. 23       | 9.30~10.30  | (須山)宮本氏宅前   | レ    |           | 8. 31       | 2.00~2.30   | 南ノ庄バス停前    | レ、ツ         |      |           |       |             |
|           |             | 11.00~12.00 | (別所)別所集荷所   |      |           |             | 2.30~3.00   | 北村町自治会長宅前  |             |      |           |       |             |
|           |             | 1.30~2.30   | 水間小学校       |      |           |             | 2.30~3.30   | 相和小学校      |             |      |           |       |             |
|           |             | 2.30~3.30   | 水間・農協前      |      | 狭 川       | 9. 2        | 2.30~3.30   | 相和小学校      | ツ判、BCG<br>健 |      |           |       |             |
|           | 8. 24       | 9.30~10.30  | (此瀬)吉田氏宅前   | レ    |           | 8. 31       | 10.00~10.30 | (広岡)須藤氏宅前  | レ           |      |           |       |             |
|           |             | 10.30~11.30 | (日笠)森本氏宅前   |      |           |             | 10.30~11.00 | (下狭川)谷本氏宅前 |             |      |           |       |             |
|           |             | 1.00~2.00   | 中ノ庄ポンプ車庫前   |      |           |             | 11.00~11.30 | (西狭川)奥辻氏宅前 |             |      |           |       |             |
|           |             | 2.30~3.30   | (柳ノ川)辰巳氏宅前  |      |           |             | 1.00~2.00   | 狭川農協前      |             |      |           |       |             |
| 2.00~3.30 | 田原出張所       | ツ判、BCG<br>健 | 大 柳 生       | 9. 2 | 1.30~2.30 | 狭川農協前       | ツ判、BCG<br>健 |            |             |      |           |       |             |
| 8. 25     | 10.00~11.00 | 興ヶ原公民館      |             |      | レ         | 9. 1        | 10.00~10.30 | 上脇倉庫前      | レ           |      |           |       |             |
|           | 11.00~12.00 | 大柳生農協前      |             |      |           |             | 10.30~11.00 | (南出)横木氏宅前  |             |      |           |       |             |
|           | 2.00~3.30   | 柳生出張所       |             |      |           |             | 11.00~11.30 | 阪原倉庫前      |             |      |           |       |             |
| 8. 26     | 10.00~11.00 | 邑地農協前       |             | レ    | 9. 2      |             | 11.30~12.00 | 北出倉庫前      |             | レ、ツ  |           |       |             |
|           | 11.00~12.00 | (邑地)谷口氏宅前   |             |      |           | 1.30~2.30   | 大柳生出張所      |            |             |      |           |       |             |
|           | 1.30~2.30   | (丹生)南氏宅前    |             |      |           | 2.30~3.30   | 大柳生小学校      |            |             |      |           |       |             |
|           | 2.30~3.30   | 丹生保育園前      | ツ判、BCG<br>健 |      | 9. 3      | 10.00~10.30 | 大慈仙ポンプ車庫前   | レ          |             |      |           |       |             |
| 8. 27     | 10.00~11.30 | 柳生出張所       | ツ判、BCG<br>健 | 9. 2 |           | 10.30~11.30 | 忍辱山公民館      |            | レ           |      |           |       |             |
|           | 8. 29       | 10.00~11.00 |             |      |           | (上柳生)永井氏宅前  | レ           |            |             | 9. 3 | 1.00~2.00 | 大平尾分校 | ツ判、BCG<br>健 |
|           |             | 11.00~12.00 |             |      |           | 下尾羽根公民館     |             |            |             |      | 2.00~3.00 | 上出会所前 |             |
| 1.00~2.00 |             | 尾羽根バス停前     | 3.00~3.30   |      | 塔坂会所前     |             |             |            |             |      |           |       |             |
| 2.00~3.00 | (大保)佃氏宅前    |             |             |      |           |             |             |            |             |      |           |       |             |

8月15日 奈良大文字送り火、万灯籠点火(春日大社)

8月23、24日 地蔵祭り(元興寺極楽坊)

8月21日(第3日曜日)は「家庭の日」です

水の使用量はガンガンふえています





この町にわかりやすい町名と地番を……………



## 住居表示整備事業について (その3) 【都市計画課】

みなさんは「住居表示整備事業」という言葉をご存知でしょうか。

この住居表示整備事業につきましては奈良市民だよりでも昨年1月と3月の二回にその要点を説明いたしました。

奈良市におきましてこの事業が行なわれるに先だちまして更にそのあらましを説明いたします。

「住居表示に関する法律」が施行されましたのは昭和37年5月でした。この法律はわが国の住所の表わしかたを根本的に改めようとするもので、奈良市におきましてもこの法律の趣旨にしたがって判然とした明確な住居表示制度の実現を目ざして研究調査を進めてまいりました。

さてなぜこの事業を進めねばならないのか……その理由を説明する一例として現在行なわれている奈良市の入りくんだ町の区劃や町名について考えてみましょう。

奈良市には259の行政上の町名があります。更に法律的には効力はありませんが実際には日常生活に盛んに用いられている便宜上の町名の通称町名を加えますと500町をこえることになります。

さて住居表示整備事業で実際に問題となるのは市街地域でありますので、奈良市では国鉄奈良駅を中心とする旧市街地と近鉄学園前駅を中心とする新市街地が専ら対象となります。

## 旧市街地での実情を見ますと

その面積は約6.46平方キロで、その中に151の町名があり、通称名を加えますと300町以上になります。奈良市全体の面積は210.33平方キロですから、その30分の1程度の地域に奈良市の全町の半数以上があるわけです。実際6.46平方キロ程度の面積の地域にこれ程たくさんの町名が入り混んでいるのは全国のどの都市にも見られないようであります。更にその用いられている町名が極めてむづかしく、又よく似かよっていてまぎらわしいものが多いのであります。

むづかしい町名の一例をあげますと次のようなものがあります。

「阿字万字町」(あぜまめ町)「高天町」(たかま町)「不審ヶ辻子町」(ふしんがづし町)「鶴町」(かささぎ町)「公納堂町」(くのだ町)「肘塚町」(かいのづか町)「京終地方東

側町」(きようばてぢかたひがしがわ町)「杉ヶ町」(するが町)「大豆山町」(まめやま町)「西包永町」(にしかねなが町)「内侍原町」(なしはら町)「油留木町」(ゆるぎ町)「今辻子町」(いまずし町)などで、まだ他にも沢山あります。

また奈良市に住んでいる人には読めても、他所の人には仲々読みにくいものがあります。

たとえば餅飯殿町はどんな風に読まれるでしょうか。北京終町、南京終町はベキンオワリ町やナンキンオワリ町と読まれたりします。

次にまぎらわしい例をあげてみますと、こんなものがあります。

今御門町 下御門町 西御門町  
高御門町 中御門町 北御門町  
中新屋町 芝新屋町 西新屋町  
阪新屋町 あやめ池町 菖蒲池町  
南新町(済美地区) 南新町(都跡地区) などあります。

## 新市街地の実情を見ますと、

近鉄学園前駅を中心とする新市街地には行政上の町名として二名、中三雑、中山、菅原の5つの町名がありますが、それらの町の区域は極めて広範囲にわたっています。それは旧市街地の中心部の町の100倍をこえるものがあります。ですから二名町〇〇番地とか菅原町〇番地と言ってもどの付近であるか見当もつきかねます。そこで便宜上通称町名が用いられ、その不便を補っているのですが、二名町では23、中町では4、三雑町では7、菅原町では14、中山町では19の通称町名が用いられております。その中の或る通称町は町の境界に設けられたので3カ町にまたがっているものさえあります。

旧市街地でも周辺部の広い区域の町、例えば法蓮町では27、高畑町では25の通称町名が用いられています。

× × × ×

一般日常生活では何と申しまして通称町名がさかんに利用活用されているのであります。通称町名では法律上の効力がありませんので不動産の登記、戸籍、住民登録を初め運転免許証などでは公称の行政町名を使わなければなりません。そこで行政町名と通称町名を使い分ける必要がたえず起こっています。

しかも新しい市街地に移って来ら

れた方々には通称町名はわかっていても行政町名を正確に番地まで知っている人が少ないような場合が多いようであります。

## 新しい住居表示について

住所をわかりやすく表示することは日常生活にとって大切なことあります。住居表示が明瞭確実にされていないと郵便物や電報が遅れたり届かなかったりします。急病人があっても救急車が手間どり、消防車も行先を定めかねます。

パトロールカーがおくると犯人が逃げてしまいます。住居表示が明確でないと個人生活にも社会生活にも色々困った問題が起こってまいります。

さて住居表示整備事業では道路や川のようにはっきりしたもので適当な面積に町をくぎり、更にいくつかの街区に分けます。次にこの街区に対し一定の間隔で住居番号をつけます。そして町の角や各戸の玄関には整然とした表示板がとりつけられ町名住居番号が明瞭に表示されます。

この事業が完成された地域では〇〇町〇丁目〇番〇号と言えばその場所を探し廻らなくても明確にゆびさすことができるのです。

しかしこのような住居表示制度にするためには、いろいろの困難な事情や手続が起こってまいります。奈良市には由緒深い町名がたくさんあります。これはそんなに簡単に改められないでしょう。又町の区域も長い歴史の中で自然に発展して来たもので、その区域を単位に市民の社会生活が続けられて来たのであります。それだけに容易にその区域を同じ程度の地域に分けて作り変えることは大きな問題として色々の意見が生まれてくるでしょう。

しかしながら住居表示整備事業の真の目的、そして住居表示が整備されたときの測り知れない効果と便宜は誰しも認めずにはおられません。

この事業が市民のみなさんの深い理解によりましてできるだけ円滑に、あらゆる支障を最小限に止め、立派に完成されたあかつきにはどれ程市民生活に大きな利便をもたらす奈良市の発展に役立つかを考えますと、あくまで立派な住居表示制度を実現して後世に伝えたいものであります。

## 新しくごみとりを申込む方は

新しくごみとりを希望されます方は町内の自治会長さんまで申込んで下さい。ごみとりの手続ができますとそのお宅の戸口に清掃の門標をつけていただきます。

又他に移転されますときは必ずこの清掃門標をはがして自治会長さんを通じて市役所清掃課へお返し願います。